

令和元年 12 月 26 日

令和元年 第 3 回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健福祉部国保年金課



## 報告事項

### 1 令和2年度国保事業費納付金等（仮算定）の概要について

#### (1) 令和2年度国保事業費納付金の仮算定結果

##### ① 県全体の国保事業費納付金（一般被保険者分）

国保事業費納付金（仮算定）の県総額は、令和元年度（確定値）と比べて約128億円の減。

区分	R2年度 (仮算定)	R元年度 (確定値)	増減
国保事業費納付金等	約735.8億円	約863.8億円	△約128億円

##### ② 水戸市の国保事業費納付金（一般被保険者分）

水戸市の国保事業費納付金（仮算定）の総額は、令和元年度（確定値）と比べて約12億9,000万円の減。

(単位：円)

国保事業費納付金	R2年度 (仮算定)	R元年度 (確定値)	増減
医療分	3,826,429,447	4,980,709,641	△1,154,280,194
後期高齢者支援金分	1,630,662,328	1,721,540,601	△90,878,273
介護納付金分	595,157,458	641,655,476	△46,498,018
計	6,052,249,233	7,343,905,718	△1,291,656,485

#### (2) 令和2年度国保事業費納付金等の算定方法等（県全体の考え方）

##### ① 保険給付費等の推計結果

令和2年度推計においては、被保険者数の減少による急激な給付費の減少傾向を反映できるよう、「1人当たりの給付費×被保険者数（推計）×給付率」から保険給付費が推計された。

	R2年度 (推計)	H30年度 (実績)	増減 (R2-H30)
1人当たり給付費（円）	278,026	265,104	12,922
被保険者数（人）	662,513	720,477	△57,964
給付費総額（千円）	184,196,155	191,001,010	△6,804,855

## ② 決算剰余金の活用による国保事業費納付金の縮減

### ○決算剰余金と活用方法

県の平成30年度の決算額において、歳入から歳出を引いた形式収支は、約135億円（一般被保険者分）の黒字となった。約135億円の決算剰余金については、国庫支出金返還、医療費増嵩等への対応、国保事業費納付金の負担軽減等に活用されることとなった。

### ○活用額について

区分	金額（千円）	備考
国庫支出金返還の財源	3,424,841	県→国返還分の財源
医療費増嵩等への対応	3,034,712	普通交付金財源として留保
国保事業費納付金負担軽減	7,080,994	令和2～3年度の2年間で活用
計	13,540,547	

### ○負担軽減の年度当たりの活用額

年度	金額（千円）
令和2年度	3,540,497
令和3年度	3,540,497
計	7,080,994

納付金負担軽減への活用に当たっては、年度間の納付金負担の平準化を図るため、令和2年度から令和3年度までの2年間で活用される予定。

## ③ 令和2年度国保事業費納付金の減少要因について

被保険者数（推定値）の減少に伴う、保険給付費額（推計値）の減少に加え、令和2年度の国保事業費納付金の算定に当たっては、平成30年度決算剰余金の活用により負担軽減が図られることとなったため、国保事業費納付金額が大幅に減少した。

また、令和3年度の国保事業費納付金の算定に当たっても、引き続き決算剰余金による負担軽減が図られることから、被保険者数の減少に伴う保険給付費の減少等と合わせ、令和3年度も国保事業費納付金額が縮減されることが見込まれる。

## 2 令和元年度の実施状況等と令和2年度の必要保険税額について

### (1) 令和元年度国民健康保険会計実施状況と収支見込み

#### ① 国保税の収納状況（現年度分）

(単位：千円)

年度	調定額	収納額	収納率
平成29年度	6,210,962	5,523,609	88.93%
平成30年度	5,996,866	5,356,977	89.33%
令和元年度(11月末)	5,719,884	3,158,740	55.22%
令和元年度(見込み)	5,680,000	5,106,000	89.89%
令和2年度(見込み)	5,260,000	4,734,000	90.00%

(前年度54.88%)

※ 令和元年度見込は、令和元年11月までの実績値に、平成30年度11月から決算時までの伸びを乗じて算出したもの。

#### ② 保険給付費の状況

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)	令和元年度 /平成30年度
保険給付費	15,797,636	15,475,763	15,550,000	101.48%
一般被保険者分	15,567,156	15,383,445	15,532,000	102.04%
退職被保険者等分	230,480	92,318	18,000	19.50%

#### ③ 令和元年度国保会計の収支見込み

(単位：千円)

歳入			歳出		
科目	当初予算	決算見込(A)	科目	当初予算	決算見込(B)
1 国民健康保険税	5,538,213	5,550,000	1 総務費	230,442	227,000
2 使用料及び手数料	3,662	4,000	2 保険給付費	15,558,000	15,550,000
3 国庫支出金	1	2,000	3 国保事業費納付金	7,367,547	7,347,000
4 県支出金	15,686,307	15,717,000	4 共同事業納付金	10	5
5 繰入金	1,868,001	1,865,000	5 保健事業費	189,800	189,000
6 繰越金	147,465	182,000	6 基金積立金	1	-
7 諸収入	143,351	103,000	7 諸支出金	31,200	42,000
			8 予備費	10,000	-
歳入計	23,387,000	23,423,000	歳出計	23,387,000	23,355,005

歳入歳出差引額(A-B)

67,995

(2) 令和2年度の必要保険税額

国保事業費納付金等仮算定結果を基にした推計（一般被保険者分）

令和元年11月末現在

項目	金額(円)	備考
① 国保事業費納付金	6,052,250,000	(6,052,249,233円)
② 納付金に算入されない経費	406,430,000	・保健事業費 ・出産育児一時金等
A 事業に要する経費 (①+②)	6,458,680,000	
③ 県交付金	318,730,000	・県特別交付金等
④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	472,000,000	
⑤ その他一般会計繰入	307,800,000	
⑥ 過年度分の保険税等収納見込額	340,500,000	・過年度保険税収納見込額 ・その他収入(延滞金等)
B 現年分保険税以外の収入合計	1,439,030,000	
C 事業運営に必要な保険税の必要額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B)	5,019,650,000	
⑦ 保険基盤安定繰入 (保険税軽減分)	883,000,000	
D 収納すべき保険税額 (C-⑦)	4,136,650,000	
E 令和2年度収納見込額	4,734,000,000	・現年度分収納見込額
F 収納差額 (E-D)	597,350,000	

## 協議事項

### 1 令和2年度の保険税率について

#### (1) 推計結果の検証

令和2年度の国保事業費納付金(仮算定結果)に基づき、令和2年度に収納すべき(必要な)保険税額を試算した結果、現行の保険税率を据え置いても、保険税収納額で国保事業費納付金を賄える見込みとなった。

これは、国保事業費納付金が前年度と比べて減額となったためであり、その要因と次年度(令和3年度)以降の影響については、以下のとおりである。

1点目の要因は、令和2年度の県全体の被保険者数の減少に伴い、市町村に交付する保険給付費が減少する見込みであることである。

被保険者数については、本市においても毎年5%以上減少している状況であり、県全体の傾向と同様である。さらに、令和4年度から、いわゆる「団塊の世代」が75歳となり、これまで以上に多くの被保険者が後期高齢者医療へ移行する。このため、国民健康保険の被保険者の年齢構成が大きく変わる。これにより、今後も保険給付費は減少することが想定されるが、被保険者1人当たりの保険給付費が増加傾向にあるため、今後の国保事業費納付金の算定に当たって、不安定要因となると思われる。

2点目の要因は、県が平成30年度の決算剰余金を、令和2年度の国保事業費納付金の負担軽減に活用するとしたことである。

この措置は、県が制度改革後初めての平成30年度決算の状況を踏まえ、剰余金のうち70億円を令和2年度と令和3年度に限って、国保事業費納付金の軽減に活用することとしたものである。

#### (2) 令和2年度保険税率について(案)

(1)の検証内容のほか、国は、制度改革の実施に伴い、国保財政の基盤強化を図る観点から、公費を投入する一方、保険者である市町村に対して、国保財政の赤字を補填するための一般会計からの法定外繰入等について、計画的・段階的に削減・解消することを求めている。また、県においては、平成30年度決算繰越金のうち一定額を、医療費の増嵩に備え留保することとしている。

本市においても、昨年度の水戸市国民健康保険運営協議会において、高度医療や高額医薬品の普及・拡大、流行病などによる保険給付費の増額など、短期的な国保事業費納付金の上昇要因に備える必要があること、今般の制度改革は、昭和34年の国民健康保険法が施行されて以来の大きな改革であり、当分の間、県の国保事業の運営について経過を見極める必要があることなどの意見が出されている。

これらの状況を勘案すると、県が剰余金を活用して例外的に国保事業費納付金を減額するとした令和2年度の保険税率については、据え置くこととする。

## 国保事業費納付金について

### 1 国保事業費納付金

県が市町村の行う保険給付に要する費用を交付する財源，その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため，市町村から県に納めるもの。茨城県では，市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮し，市町村ごとの納付金を算定する。

### 2 標準保険料率

全市町村統一の算定基準に基づき，保険料で集めるべき相当額（必要保険料総額）を算定し，保険料率に換算したもの。標準保険料率の算定に用いる必要保険料総額は，当該年度に必要となる歳出の全額を，当該年度に賦課する保険料と法定の公費で賄うと仮定して算出しているため，実際に市町村が積算する保険税収納必要額とは異なる理論値となる。

### 3 市町村の保険税率（実際の保険税率）

各市町村において，翌年度の国保事業費納付金をはじめとする歳出や，納付金の算定上算入していない市町村に直接交付される公費，繰越金や過年度分の保険税額等の歳入を算出。所得状況や被保険者数，収納率の見込みなど，市町村ごとの実態を反映した保険税収納必要額を積算し，税率が決定される。

《必要保険料総額と市町村の保険税率のイメージ図》

